

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	実施種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管省庁等	その他(特記事項)
5034	5034014	2	G12	z05001	警察庁	古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物譲りあわせ事業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	措置	盗品等の流通防止については、警察庁において、都道府県警察を通じて、古物譲りあわせ事業者に対して、インターネット・オークションサイトの運用の改善に関する指導を実施しているところであり、また、大手の古物譲りあわせ事業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されているところである。よって、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じて、インターネット・オークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考える。					(社)日本損害保険協会	14	A	自動車盗難対策の強化	インターネットオークションにおける盗難自動車の流通防止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	中古車の不正流通を阻止する対策を実施することで、我が国における自動車盗難を減少させ、約100億円を減らすと推定される社会的損失を減らす効果が期待される。			2005年(平成17)の自動車盗難件数は46,728件となった。減少率は前年の8.5%減から拡大し20.4%となったことから、6年ぶりに50,000件を下回ることであった。しかしながら、自動車盗難の被害額は年間1,000億円を超えたと推定される。これらの被害が犯罪組織の資金源となるなど、自動車盗難は重大な社会的問題であることには変わりなく、また発生件数も引き続き高水準で推移している。また、自動車盗難が、盗難行方、偽造・改ざん・保護・移送、販売(国内・海外)など巧妙に組織化された窃盗団により行われていることも懸念される状況であると考えている。昨今の検挙事実からも窃盗団は数万台から千台位の自動車盗難を、数万台から千数万台の不当利益を上げていくといった自動車盗難ビジネスの実態が報告されており、自動車盗難が魅力のあるビジネスとして窃盗団の資金源となっている実態をみると、これまでの自動車盗難対策に効果的であった減少傾向を示してきているが、今後の推移については決して楽観できないと考えている。このような状況の中で、盗難自動車や車上から千台位におけるカーナビ・GPSシステムやカーナビ・GPSシステムの流通を阻止することは盗難自動車などの盗品を資金化する手段を制限する有効な対策であると考えている。1. 2006年7月1日から実施された、中古自動車にかかる抜付期間の廃止、輸出低価格登録証明書の原本提示の義務付けおよび税関における証明書の原本と現車との対応確認の実施については、窃盗団による業務連動を阻止した盗難車の不正輸出を阻害し、自動車盗難の死因に大きく寄与した。このような不正輸出手段の根絶は有効な対策であるが、自動車盗難をビジネスとする窃盗団はよりチェックが容易い不正輸出の手段を用いて盗難自動車の不正輸出を繰り返すことが想定される。このような観点から、今後はコンテナ一連に対する確保の強化が課題となると考えている。具体的な検挙事例を現す。2005年7月に埼玉県警は内務部のコンテナで盗難自動車コンテナに積み込み、港に移送し、盗難車を海外に不正輸出した窃盗団を捜索している。また、2005年2月に愛知県は通関手続をしたコンテナから、イモビライザー	関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ取扱い)、古物営業法第21条の3(申告)	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部、財務省関税局、監視課、業務課、国土交通省警察庁	【管理用古物の届き】このようにコンテナを利用した不正輸出が実行されており、このままコンテナに対する対策の強化を怠れば、コンテナが盗難自動車の不正輸出の温床とならぬが、コンテナ内に盗難自動車が入り込んでいないか届書を確認することが効果が高い対策となると考えられる。しかしながら、大量に輸出されているあらゆるコンテナの貨物をすべて盗難自動車の確認のためにチェックすることは極めて困難であることから、仕向けや輸出業者による取組みを行ったうえで、コンテナ一連検査装置が設置されている届書については同装置による検査を強化する方法が考えられる。また、特に内務部で積み込まれるコンテナについては届封後は開封ができないことから、届封前にコンテナ内の貨物をチェックするなどで不正輸出を防止する効果が期待される。このようなケースに対しては、出船(地)や仕向け地、輸出業者などを特定し、積み込み前に第三者証明機関の立会い確認を指導すること、大幅な改善が見込まれるものとする。
5057	5057165	2	G12	z05001	警察庁	古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物譲りあわせ事業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	措置	盗品等の流通防止については、警察庁において、都道府県警察を通じて、古物譲りあわせ事業者に対して、インターネット・オークションサイトの運用の改善に関する指導を実施しているところであり、また、大手の古物譲りあわせ事業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されているところである。よって、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じて、インターネット・オークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考える。				(社)日本経済団体連合会	165	A	自動車盗難対策の強化	自動車盗難を減少させるべく、中古車の不正流通を阻止する対策を実施すべきである。インターネットオークションにおける盗難自動車の流通防止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	コンテナを利用した不正輸出が実行されており、このままコンテナに対する対策の強化を怠れば、コンテナが盗難自動車の不正輸出の温床とならぬが、コンテナ内に盗難自動車が入り込んでいないか届書を確認することが効果が高い対策となる。しかし、大量に輸出されているあらゆるコンテナの貨物をすべて盗難自動車の確認のためにチェックすることは極めて困難であることから、仕向けや輸出業者による取組みを行ったうえで、コンテナ一連検査装置が設置されている届書については同装置による検査を強化する方法が考えられる。また、特に内務部で積み込まれるコンテナについては届封後は開封ができないことから、届封前にコンテナ内の貨物をチェックするなどで不正輸出を防止する効果が期待される。このようなケースに対しては、出船(地)や仕向け地、輸出業者などを特定し、積み込み前に第三者証明機関の立会い確認を指導すること、大幅な改善が見込まれるものとする。			(*)インターネットオークションは不特定多数の個人が取引を行っており、売買の主体が買主(システム)である。そういったことから、盗難自動車やカーナビ・GPSシステムなどの盗品の不正流通経路としてインターネットオークションを利用するケースが今後増加していくことが予想される。そういった状況の中でインターネットオークション事業者がサイトに盗品が混入しないよう管理を強化し、盗品の流通を阻止することは事業者の責任として必要である。警察庁では、古物営業法第21条の規定により、古物譲りあわせ事業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネット・オークションサイトの運用を改善するよう指導されていると聞いているが、盗難車や盗品がインターネット・オークションで流通されないよう手段を講じる必要がある。	関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ取扱い)	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部、財務省関税局、監視課、業務課、国土交通省警察庁	通関手続手続の改正により、2005年7月から中古車輸出時には輸出低価格登録証明書を取得するが、一時経済の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれを確認することとなった。古物譲りあわせ事業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは直ちに警察官にその旨を申告しなければならないとされている。	
5086	5086008	2	G12	z05001	警察庁	古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物譲りあわせ事業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	措置	盗品等の流通防止については、警察庁において、都道府県警察を通じて、古物譲りあわせ事業者に対して、インターネット・オークションサイトの運用の改善に関する指導を実施しているところであり、また、大手の古物譲りあわせ事業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されているところである。よって、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じて、インターネット・オークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考える。				損害保険労働組合連合会	8	B	盗難自動車の不正輸出防止策の強化	盗難自動車の海外不正輸出防止に繋げるため、インターネットオークションにおける盗難自動車の流通防止などの対策を講じて頂きたい。	これらの盗難防止対策を講ずることにより、自動車盗難の被害の低減や犯罪組織の資金源の根絶といった観点から、件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本においては世界の治安全体にいい影響を及ぼすと考えられる。			重大な社会問題となっている自動車盗難に関し、社会的な損失の低減や犯罪組織の資金源の根絶といった観点から、件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本においては世界の治安全体にいい影響を及ぼすと考えられる。	道路運送車両法第15条の2、関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ取扱い)、古物営業法第21条の3	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部、財務省関税局、監視課、業務課、国土交通省警察庁		
5002	5002001			z05002	警察庁、法務省、外務省	出入国管理及び難民認定法	制度の所管は法務省及び外務省である。	措置	現在、国内に滞在する外国人については、集住地域において、若者等による犯罪が多発しており、日系人を中心に、地域社会の間で軋轢、摩擦が生じているなど、生活者としての問題が生じていることから、生活上の問題が生じている外国人に関する必要な対策について、政府で検討を行っているところである。提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、政府内での議論を踏まえ、治安その他の国民生活に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所長の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。				シグマグループ(株式会社シグマテック株式会社シグマファミリーズ)	1	A	日系4世への日系3世と同等の在留資格の付与	現在日系1世、2世、3世までを限定として定住者資格、ならびに就労の自由が与えられているが、4世についても3世と同等の地位を付与することを求める。			日本在住及び、新たに入国する日系4世に対し、日本国籍(日本国籍取得センター)での日本国籍取得の機会を与え、日本の労働力強化に寄与する為、民間企業による健全な受け入れが可能となる環境を整備する。	入国法	法務省、外務省	在日の日系4世については、3世の年齢に準じて来日しているが、帰国時期が両親の判断による場合がほとんどであり、すでに就労可能な年齢に達しているにもかかわらず、定住者資格及び就労の自由が明確に明記されていない。又、日本国籍取得についてはその年齢層によっては、生活上の支障をきたすレベルであり、日本の健全な生活を営むこと自体が、問題となっている。		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5039	5039003			z05007	警察庁、法務省、外務省	なし	ブラジル連邦共和国との間に「犯罪人引渡条約」及び「代理処罰制度」について現在まで規定はされていない。	b	条約上の手当てを必要とするもの	ブラジル政府に対し、犯罪人引渡条約の締結を目指し、同時に、個別事件の訴追を実現することを目的とした日・ブラジル政府間協議の場を立ち上げるよう、引き続きブラジル側との調整を行う。		要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の概要(対応策)について再検討いただきたい。 「本要望に対する、政府における迅速な取り組みに感謝する。現在のブラジル連邦共和国政府との調整の進捗状況等について、現時点で明らかにできるものがあればお教えいただきたい。」	b		6月21日、外務省の担当課長をブラジルに派遣し、今後犯罪人引渡し条約の締結を目指し、同時に、個別事件の訴追を実現することを目的とした協議の場を立ち上げることを提案し、早期に協議を立ち上げられるよう、ブラジル政府と調整を進めている。	外国人集住都市会議 産長 四日市市長 井上哲夫	3	A	ブラジル連邦共和国との犯罪人引渡し条約の締結及び代理処罰制度の確立	日本国内で罪を犯し、ブラジル連邦共和国へ逃亡した容疑者に対し、犯罪人引渡し条約の締結による引渡しや司法共同による代理処罰など、日本取扱いとして厳正な対応を図ること。		現在、日本とブラジル連邦共和国の間には、「犯罪人引渡し条約」がなく、日本国内で罪を犯したブラジル人が帰国してしまつと日本の司法による処罰ができない。また、代理処罰制度も確立していないためブラジル連邦共和国司法当局による処罰もなされていない。そのため、交通事故や殺人事件の容疑者が身柄拘束前に帰国してしまつた場合の適用を免れている。こうした事態は日本人住民と外国人住民の良好な関係の構築を阻むものであり、また外国人への帰国を助長しかねない。外国人と共に暮らし安全で安心な地域社会の実現のために条約の締結や代理処罰制度の確立が不可欠である。	警察庁長官官房国際部・刑事局・警備局、法務省刑事局、外務省中米事務局	刑法第1条	
5049	5049003			z05008	警察庁、法務省	刑法(明治40年法律第45号)第185条-第187条	いわゆるカジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、賭馬法、オートレース法のような特別の立法措置が必要である。なお、本年6月16日、自由民主党政務調査会観光特別委員会カジノ・エンターテインメント検討小委員会が「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」を策定・公表している。	c		カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、賭馬法、オートレース法のような特別の立法措置が必要である。警察庁としては、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念されることから、自由民主党政務調査会観光特別委員会カジノ・エンターテインメント検討小委員会が「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」を策定する過程において、これらの治安上の観点から、必要な意見を申し述べたところである。				東京都	3	A	カジノ実現に必要な法整備	・カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。 ・その際、地域の実情に即したカジノ運営を可能にするし(み)とすること。地方自治体の意向を十分踏まえるよう留意すること。	カジノ開設	・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大きいと期待できる。カジノは、現行法では、刑法の賭博および高じに関する罪で規制されており実施することができない。	刑法第185条-187条(賭博および高じに関する罪)	内閣府 法務省 国土交通省 経済産業省			
5051	5051001			z05009	警察庁、外務省	出入国管理及び難民認定法第6条第1項	制度の所管は外務省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安・出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。				長崎県	1	A	一定の条件を満たす中国人に対する数年有効マルチビザの発給	所得や海外渡航実績等、一定の条件を満たす中国人に対しては、数年有効マルチビザの発給を認めてもらいたい。		現在、中国人に対する数年有効のマルチビザの発給については、株式会社企業等の管理職等にAPECビジネス数改善が実施されているところであるが、発給実績が少ない状況である。 今後、不法滞在を発生させるといふ(中国人)訪日観光客の増加を図るためには、所得、海外渡航実績などの一定の条件を付して、それを満たす中国人すべてに対して数年有効のマルチビザを発給を認め、この際については、個人での訪日観光も可能とすることが必要であるため。	出入国管理及び難民認定法第6条第1項	外務省			
5056	5056001			z05010	警察庁、財務省	道路交通法第128条、道法交通法施行令第52条、道法交通法施行規則第42条、会計法、日本銀行法等	交通反則金のクレジットカードによる決済は行われていない。	c		公金納付は会計法等に基づいて行われており、本件について当庁が代表して回答する立場にない。なお、反則金を納付しない理由としては、取締りに納付できず、正式裁判を望む者やことさらに制裁を逃れようとする者が多いと考えられ、インターネットによるクレジットカード納付制度の導入により納付率が向上するとは想定されず、合理化効果は疑問である。	インターネットによるクレジットカード納付制度の導入により納付率が下がることがなく、利用者の利便性の観点等から、要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、改めて検討されたい。 「今やクレジットカードは国民に広く浸透しており、特にインターネットにおいては、クレジットカード決済は最も利用されている決済手段である。インターネットによるクレジットカード納付制度の導入すれば、現在の現金納付に比べて格段に利便性は向上する。納付率が向上することは容易に推定できる。」	クレジットカード普及と連絡会	1	A	交通違反に係る反則金(罰金)のクレジットカード決済の導入	交通違反の反則金の納付について、インターネットを活用したクレジットカード決済を導入することで、罰金における反則金回収業務を効率化し、警察力の更なる有効活用を図る。	違反者データの即時反映システムの構築 インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済 反則者に代わりクレジットカード会社が反則金を国に納付(第三者納付)	に關する理由 当連絡会において、現場へとアテンドを行ったところ、現在、現場で取り締まりした違反者データは、警察庁の基礎データに反映されるまで約10日間を要しており、その間、仮納付がなされた場合の罰金や金庫相違等のエラー処理や変更が出ているとの懸念があった。このような状況を放置することは、余計な事務負担やコストを発生させることになり、現れた警察力の非効率化につながるものと考え、違反者データが即時に警察の基礎データに反映させるシステムを早期に対応していただくことを検討したい。 に關する理由 平成18年6月1日に施行された道路交通法の改正において、違法駐車対策として、使用者責任の明確化、違法駐車取り締まりの民間委託がなされた。この改正は、警察において、大量の違反者を取り締まるだけの体力が乏しく、不出発者の対応が十分でないことから罰金という公平な罰を、違法駐車取り締まりの抑制に有効な手段として取られた対策である。 今回要望している「インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済」については、罰金事務を合理化させるだけでなく、従来事務に当たられていた警察力の違反者の取り締まり強化につながるものと考え、 特に、違法駐車取り締まりを民間委託したことにより、取り締まる違反者が急増し、警察事務が急増するものと考え、インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済を導入し、支払いしやすい環境を整備することで、警察事務の合理化が図られ、警察力が維持される。 また、インターネットを活用した納付については、国が方針として掲げている「電子政府化」にそつ対応であり、実施に向けた検討がすすんでいないことには、国の方針にそつものではないと考える。 なお、前回の規制改革要望において、ご指摘いただいた事項について、対応策についてその他特記事項にご提示させていただいたので、具体的な検討を共同で進められるよう検討いただきたい。	道路交通法	警察庁 財務省					

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	制度的事項の実施内容	制度的事項の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057023	1	1	z05011	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令、在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成22年8月17日法務省告示第246号)、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号)、技能実習制度の基本的枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 潜在資格を悪用して不法滞在、不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられぬ限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。						(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し - 1	-1再研修・再技能実習の創設 研修・実習期間が終了し一定レベル以上の技能を身につけた研修・技能実習生がより高度な技能もしくは多能工として必要不可欠な技能を身につけ、出身国の技術レベル向上に貢献することができるようになるため、再研修・再技能実習の制度化もしくは技能実習期間の延長を図るべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成22年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実費として研修手当を支給」と2年間の「技能実習(労働の対価として資金を支給)」の最長3年間で構成され、技能実習の対象となる62職種144作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。	法務省入国管理庁 厚生労働省労働力開発局 ほか		
5057	5057023	1	2	z05012	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令、在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成22年8月17日法務省告示第246号)、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第142号)、技能実習制度の基本的枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 潜在資格を悪用して不法滞在、不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられぬ限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。						(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し - 2	-2技能実習期間の延長 研修・実習期間が終了し一定レベル以上の技能を身につけた研修・技能実習生がより高度な技能もしくは多能工として必要不可欠な技能を身につけ、出身国の技術レベル向上に貢献することができるようになるため、再研修・再技能実習の制度化もしくは技能実習期間の延長を図るべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成22年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実費として研修手当を支給」と2年間の「技能実習(労働の対価として資金を支給)」の最長3年間で構成され、技能実習の対象となる62職種144作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。	法務省入国管理庁 厚生労働省労働力開発局 ほか		
5057	5057023	2		z05013	警察庁、法務省	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令、在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成22年8月17日法務省告示第246号)、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第143号)、技能実習制度の基本的枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 潜在資格を悪用して不法滞在、不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられぬ限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。						(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し	研修期間の短縮 技能実習を前提として受入する場合、来日前に一定レベルの技能や日本語能力を身につけていれば、研修期間を短縮し、技能実習期間を長くする(例えば研修半年、実務研修2年半)など、制度に柔軟性を持たせるべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成22年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実費として研修手当を支給」と2年間の「技能実習(労働の対価として資金を支給)」の最長3年間で構成され、技能実習の対象となる62職種144作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。	法務省入国管理庁 厚生労働省労働力開発局 ほか		
5057	5057023	3		z05014	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令、在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成22年8月17日法務省告示第246号)、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第144号)、技能実習制度の基本的枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 潜在資格を悪用して不法滞在、不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられぬ限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。						(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し	受入企業・技能実習生双方のニーズに基づく(在留資格)の変更 研修・技能実習生の中には、研修・技能実習で得た技能を出身国において活かすのみならず、将来的にわが国経済社会の発展にも貢献したいと希望する者もいる。一方、受入企業にも、技能伝承の担い手として研修・技能実習生の引き継ぎの存在を希望するところが少ない。そこで、わが国の産業競争力や国民生活、地域経済の維持・強化に必要な分野で、特に高度な技能等を修得した研修・技能実習生については、専門的・技術的分野の人材としてわが国において就労を認めるところにつき、検討を進めるべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成22年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実費として研修手当を支給」と2年間の「技能実習(労働の対価として資金を支給)」の最長3年間で構成され、技能実習の対象となる62職種144作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。	法務省入国管理庁 厚生労働省労働力開発局 ほか		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057023	4		z05015	警察庁、法務省	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令、在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成22年8月17日法務省告示第246号)、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成25年4月5日法務省告示第145号)、技能実習制度の基本的枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。滞在資格を悪用して不法滞在、不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。						(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し	受け入れ枠の拡大 一定の要件(企業単独型での受け入れ、過去数年にわたり不正行為等なく適正な運営を行っている企業の受入れなど)のもと、受け入れ人数を緩和・拡大すべきである。			出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成22年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成25年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理庁 厚生労働省労働政策局 ほか	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修」(非実務研修及び実務研修)、「生活費として研修手当を支給」(2年間の「技能実習」(労働の対価として資金を支給)の最長3年間で構成され、「技能実習」の対象職種は、技能実習の対象となる62職種(14作目に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特別あり)となっており、「技能実習終了後の就労は認められていない。
5057	5057023	5		z05016	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令、在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成22年8月17日法務省告示第246号)、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成25年4月5日法務省告示第146号)、技能実習制度の基本的枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。滞在資格を悪用して不法滞在、不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。						(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し	技能実習の対象職種は、現在、その大半が製造業に係る職種であるが、サービス業を含め開発途上国等に高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野(例えばチェーン展開されている各種サービス業等)について、必要に応じて公的評価制度のあり方を見直し、対象職種を拡大すべきである。			出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成22年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成25年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理庁 厚生労働省労働政策局 ほか	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修」(非実務研修及び実務研修)、「生活費として研修手当を支給」(2年間の「技能実習」(労働の対価として資金を支給)の最長3年間で構成され、「技能実習」の対象職種は、技能実習の対象となる62職種(14作目に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特別あり)となっており、「技能実習終了後の就労は認められていない。
5057	5057090			z05017	内閣官庁、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省	テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日閣議決定)等、国際テロ対策推進本部決定「旅館業の経営者は、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合には、その者の国籍及び旅券番号を宿泊者名簿に記載しなければならない。」、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の2「旅館業法施行規則の一部を改正する省令について(平成17年2月9日付付録第029001号)厚生労働省健康	旅館業の経営者は、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合には、その者の国籍及び旅券番号を宿泊者名簿に記載しなければならない。氏名及び旅券番号等を宿泊者名簿に記載する際には、当該宿泊者に対し、旅券の提示を求めるとともに、その写しを宿泊者名簿とともに保存することとする。	c		外国人宿泊者に係る旅券の写しの保存の指導については、「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日閣議決定)等、国際テロ対策推進本部決定」を踏まえ、外国人宿泊者に係る宿泊者名簿の記載事項の正確性を担保することによって関係行政機関による外国人テロリストに関する正確かつ迅速な情報収集や追跡調査等に支障を来さないにすることを目的として措置したものであり、テロから国民の安全を確保するための施策の一つとして、その必要性が高いため、これを廃止することは困難である。	要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の分類、措置の内容、措置の概要(対応策)につき再検討したい。 「本要望の趣旨は、全ての外国人旅行者の旅券写しの取得・保存の廃止を求めるとは、外国人団体ツアーの場合であれば、国籍や旅券番号等を記載したリストを旅館・ホテルが旅行会社から入手することで、宿泊者名簿の記載事項の正確性を担保することであるが、旅行会社から入手するリストの内容が正確であるという保証は必ずしもなく、これをもって外国人団体ツアーの場合において旅券の写しの保存の省略を認めることは、テロに対する国民の安全等を確保するといふ当該措置の趣旨・目的と照らし合わせると、困難である。					(社)日本経済団体連合会	90	A	旅館・ホテルにおける外国人宿泊者の旅券写しの取得・保存の見直し(新規)	外国人宿泊者に係る旅券の写しの取得・保存を省略できるようにすべきである。			テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日閣議決定)等、国際テロ対策推進本部決定 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の2 旅館業法施行規則の一部を改正する省令について(平成17年2月9日付付録第029001号)厚生労働省健康	厚生労働省健康課 厚生労働省健康課 厚生労働省健康課	「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日閣議決定)等、国際テロ対策推進本部決定」に基づき、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)が改正され、2005年4月1日より、旅館・ホテルの外国人宿泊者名簿に外国人宿泊者の国籍ならびに旅券番号の記載が義務づけられるようになった。併せて、厚生労働省健康課を推進により、当該外国人宿泊者の旅券のコピーをとり、宿泊者名簿とともに保存しようとするよう指導されている。
5057	5057139			z05018	全庁庁	なし	当庁との契約の際に取り交わされる契約書の条項には、当該契約によって発生する権利等の一部の場合を除き第三者に譲渡・継承することを禁ずる債権譲渡禁止特約が盛り込まれているところ。	d		当庁においても、国の他の機関と同様、逐次債権譲渡禁止特約的部分的解除を実施しているところであり、既に譲渡対象者の範囲を信託会社及び特約的会社にて、譲渡債権の範囲をすべての債権にまで拡大している。						(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各官庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各官庁・地方公共団体の譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱いを統一する)を規定し、売買目的譲渡契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一の取扱いすべきである。			資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各官庁・地方公共団体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	全庁庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の官庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認め、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売却債権を活用した資金調達の交流・促進が図られている。しかしながら、依然として官庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑、不適切な特約の問題が残されている。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	措置の概要(対応策)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057159			z05019	警察庁	自動車法の第3条	自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の使用の本拠の位置との距離が2キロメートルを超えない場所に、当該自動車の保管場所を確保しなければならないこととされている。	c		自動車保有者は、当該自動車の使用の本拠の位置との距離が2キロメートルを超えない場所に、当該自動車の保管場所を確保しなければならないこととされているが、これは、都市部における駐車場の困難性、社会通念上確保した保管場所に当該自動車が保管されることが十分に期待できる距離等を勘案して定められたものであり、道路交通の危険及び円滑な道路交通の支障の防止を図る観点から、御提案の趣旨におこたえすることはできない。			c	個人で所有する自動車と、レンタカー事業として事業者が所有する自動車に対し、同等の規制を課すことは適切ではないと考える。また、本拠の位置と保管場所との距離の見直し(緩和)を行うことにより、土地の有効的な利用が可能になり、ひいては真庁ご指摘の「都市部における駐車場の確保の困難性」を解決する手段の一つにもなり得ることから、改めて検討されたい。	(社)日本経済団体連合会	159	A	レンタカー事業における「使用の本拠」と「保管場所」の距離要件緩和[新規]	レンタカー事業に供する車両に関り、「使用の本拠」と「保管場所」の距離要件を現行の2kmから15kmへ緩和すべきである。		レンタカー事業においては、空港前、駅前などの立地に店舗を設置する必要がある。しかし、そういった立地は有効利用が求められ土地であり、事業展開する際の不足せざるを得ない。レンタカー事業用車の保管場所を15km/車による移動時間で約30分程度の距離を想定(以内に緩和すれば、駅前等の土地の有効的な利用が図ることとなる)。コストダウン相対を利用者に還元できる。特に、都心部等においては、2km規制がネックとなり、必要な店舗またはレンタカー事業用車の台数確保ができず、利用者の利便性を大きく損ねている。	自動車の保管場所の確保等に関する法律第1条	警察庁	「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第1条の「保管場所」における、「使用の本拠」と「保管場所」の距離要件は、現行2kmとなっている。		
5057	5057161			z05020	警察庁	自動車法の第4条第1項	同一保管場所における車両の申請を受けた場合においても、申請に係る保管場所に保管場所の証明申請の際には存在しなかった物が設置されていたり、保管場所の形状が変更されていたりして、実際に保管することが可能か否か疑問を生ずる事例も散見されているので、適正な保管場所の確保を図るため、少なくとも申請の機会を捉えて現地調査を実施し所要の処理を行った後、概ね5日を超えない期間内に自動車保管場所証明書を交付している。	c		同一保管場所における代替車両の申請を受けた場合においても、申請に係る保管場所に保管場所の証明申請の際には存在しなかった物が設置されていたり、保管場所の形状が変更されていたりして、実際に保管することが可能か否か疑問を生ずる事例も散見されているので、適正な保管場所の確保を図るため、適宜現地調査を行うことで確認できるものと思料、交付期間の短縮を図る観点から、改めて検討されたい。			c	現実に、同一保管場所における代替車両の申請を受けた場合においても、申請に係る保管場所に旧車両の保管場所の証明申請の際には存在しなかった物が設置されていたり、保管場所の形状が変更されていたりして、実際に保管することが可能か否か疑問を生ずる事例も散見されていること、同一保管場所における代替車両の申請時に保管場所が確保されている旨については、現場の状況を正しく把握しなければ、その時点で警察署長として「保管場所を確保していることを証する責任を果たさないこととなるので、前回お答えしたとおり適正な保管場所の確保を図る」という観点から、申請時の現地調査を省略することはできないと考える。	(社)日本経済団体連合会	161	A	同サイズ以下の代替車両における自動車保管場所証明書の交付の迅速化[新規]	新規取得の場合と異なり、同一保管場所における車両の申請の場合、全車、全輪、全重など旧車両と同等もしくはそれ以下であることを要件とし、これが満たされれば保管場所が確保されていることが明らかであるため、現地調査を省略し、自動車保管場所証明書の交付期間を短縮すべきである。	自動車登録申請手続のワンストップサービス化により、行政手続の迅速化が図られる中、保管場所証明書の発行の迅速化は必須の要件であり、保管場所が確保されていることが明らかである代替車両について、現地調査を実施した場合は、ワンストップサービスのメリットを十分享受できない。	自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項	警察庁都市交通対策課	自動車保管場所証明書の申請から交付までは、その全数につき現地調査を実施しているため、3日～5日ほど必要としている。			
5057	5057162			z05021	警察庁	自動車法の第6条第1項	警察署長は、自動車保管場所証明申請書の提出を受けた場合において自動車保管場所証明書を交付したときは、又は自動車保管場所届出書を受理したときは、保管場所を確保しなければならないこととされている。	c		御提案の代理交付の内容が不明であるが、自動車の保管場所証明に関する事務については、道路交通の安全と円滑を確保するため、警察がその職についてどこに保管場所を確保されているか確認し、標章を発行するという一連の事務を一元的に行う必要がある。			c	電子化により、申請から発行まで一元的に把握することも可能となることから、改めて検討されたい。	(社)日本経済団体連合会	162	B	自動車保管場所標章の代理交付	自動車販売会社が自動車保管場所標章を代理交付できるような仕組みを構築する。	2005年12月26日より自動車の保有者手続のワンストップサービス(OSS)の運用を開始し、自動車登録に必要な車庫証明申請については、既に一部の都道府県で電子化が行われ、順次、全国展開される予定となっている。こうした電子化による利用者利便の向上を図る観点から、自動車保管場所標章の代理交付が認められれば、申請者が省けることは無量のことで、ユーザーの経費削減につながることも期待できる。	自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条	警察庁都市交通対策課	自動車には、国家公安委員会規則に基づき、自動車保管場所標章を貼る(後部ラジカゲに貼る)なければならない。この自動車保管場所標章については、自動車保管場所申請の申請書あるいは申請受理書が直接所轄警察署長(又は申請代理者である自動車販売業者等)が直接所轄警察署に出頭し、受領することとされている。			
5057	5057193			z05022	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第2条の2	出入国管理の基準を定める省令	制定の所管は、法務省及び厚生労働省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。			c	現在、既に6都府県において自動車保有者手続のワンストップサービスにより電子化を開始し、自動車の保管場所証明事務についても本システムを活用した運用を行っているところであり、申請から標章の印字までを一元的に管理しているが、保管場所標章については、保管場所標章の高造り不正使用を防止するため直接手交していることとあり、適正な制度の運用の観点から代理交付を認めることはできないと考える。	(社)日本経済団体連合会	193	A	外国人の介護分野での在留資格の整備	当国、介護業務に関する専門性を有するとされている介護福祉士については、介護事業者等からの要請を踏まえ、新たな在留資格を設け、わが国における外国人の介護分野での就労を認めるべきである。同時に、わが国の高校卒業と同等程度の中等教育を修了した外国人で一定の日本語能力を有する者については、留学、等の在留資格においてわが国に年間滞在し、厚生労働大臣の指定した養成施設において介護福祉士として必要な知識および技能を修得することを認め、介護福祉士の資格取得地、新たな在留資格に変更することを可能とすべきである。将来的には、介護福祉士試験の受験による国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者が「ヘルパー」等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これらの資格取得を支援すべく、わが国の訪問介護員養成研修事業者等が日本語教育並びに日本と関係の深い研修を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。	出入国管理及び難民認定法第2条第2項第2号の省令	法務省出入国管理課、厚生労働省	日比経済連携協定(2004年11月大分合意)に係る基本的枠組みの中で、一定の要件を満たすフィリピン人の介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として就労することを認める(滞在期間の上昇4年)とともに、国家試験を受検後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労が認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、研修修了した介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する枠が設けられることとなったが、具体的な受入れ人数については、両国政府間で最終合意に至っていません。与えられる在留資格も「特定活動」と暫定的な対応となっている。また、他の外国人については、たとえ介護福祉士の国家資格を取得しても、介護分野での就労を目的とした入国は認められていないが、現行、日本-インドネシア経済連携協定交渉(政府目標では、2006年夏頃までに交渉の主要点について実質的な妥協を目指す)においても、インドネシア側から看護・介護等に係る人材の受入れなどについて要望が出されている。			

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	実施種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057194			z05023	内閣官庁、警察庁、法務省	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	制度の所管は、法務省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。					(社)日本経済団体連合会	194	A	'高度人材'に対する在留期間の長期化	わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)高度人材の受け入れをより一層促進するため、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む高度人材にとって阻害要因となっている最長4年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」等、総じて専門性が高(不法滞在者が少ない)分野の外国人人材については、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者を食いつくす外国人のチェック体制の強化に関する議論・検討に先行させ、在留期間を5年に伸張すべきである。		出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	法務省入国管理局	専門的・技術的分野の中でも、右記の在留資格「投資・経営」等の高度人材については、現行の在留期間(3年又は短期滞在)ですべて更新の手続きを繰り返す代わりに、一定の報告義務等を課し(資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題が発生することを防止できる。その一方で、問題のない高度人材の、身分の安定性が十分に高まることで、優秀な人材を海外から受け入れるための環境が改善されるものも期待される。	また、2006年3月31日に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)においても、高度人材の移入に資する在留期間の見直しについて、「中略」高度人材については、外国人の労働力に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、「(※)在留期間の上乗せを5年程度に引き上げる措置を講	
5057	5057195			z05024	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	制度の所管は、法務省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。					(社)日本経済団体連合会	195	A	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し	現在、専門的・技術的分野に該当するとは評価されない分野の外国人労働者の受け入れについて、政府は、往々に結論を先送りすることのないよう、期間を明確にした上で可及的速やかに検討を進めるべきである。当面、例えば「技術」の在留資格で認められる活動として、入管法別表第10の2に定められている「産業上の特殊な分野に関する熟練した技能を要する業務に従事する活動」をより柔軟に解釈して基準省令を見直し、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化の観点から必要外国人労働者を推進すべきである。具体的には、高校卒業もしくは同等程度の中等教育を受けたこと(例えば、技能検定等)は厚生労働省が認定すること(例えば、海外の日系企業等で4年以上研修・技能実習で3研修了など)、一定以上の日本語能力及び技能評価を受け付けたこと(例えば、技能検定等)は厚生労働大臣が認定する企業の社内検定などを条件とし、「技能」の在留資格の下で日本国内での就労を認めるべきである。		出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	法務省入国管理局	現在、就労を目的とする在留資格として出入国管理及び難民認定法(入管法)上、「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「技能」等の14資格(「外交」、「公用」を除く)が定められており、その具体的な要件は、出入国管理及び難民認定法第7条第2号の基準を定める省令で規定されている。	また、2006年3月31日に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)においても、高度人材の移入に資する在留期間の見直しについて、「中略」高度人材については、外国人の労働力に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、「(※)在留期間の上乗せを5年程度に引き上げる措置を講	
5059	5059001			z05025	警察庁	道路交通法第12条第1項、道路交通法施行令第27条第1項	高速自動車国道においては、大型貨物自動車の法定最高速度は80km/hである。	c		大型貨物自動車に係る交通事故の発生実態は、速度超過を原因とする割合が高いことと危険超過速度の大半が80km/h以上であること死亡事故率が普通乗用車等に比べて高いことなど、従前と比較して傾向は明らかでない。また、本年上半期の高速自動車国道における死亡事故の発生件数は、昨年と比較増加しており、依然、高水準で推移している状況から、現在、大型貨物自動車の法定最高速度を80km/hとしていることを変更することはできない。					(社)全日本トラック協会	1	A	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速自動車国道等における大型貨物自動車法定最高速度を80km/hから100km/hとした場合、それに伴い危険超過速度も高くなり、平成17年中の大型貨物自動車の死亡事故率(%)を4%を上回ることは確実である。		道路交通法施行令第27条第1項	警察庁	高速自動車国道における最高速度は、大型トラックと牽引装置により引き連ねる車両のみが80km/hに設定されており、同一の走行車線に速度の異なる車両が混在して走行することは、車両の安全走行を妨げるばかりか、事故を誘発する一因にもなりかねない。他の交通と合わせ、高速道路の円滑な走行を確保する観点から、高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制を現行の80km/hから100km/hに引き上げるなど見直しを願いたい。		
5059	5059002			z05026	警察庁、国土交通省	道路交通法第4条	道路交通法第4条において、都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があるとき、道路標識等を設置して、車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができることとされている。	d		特定の自動車の種類に係る通行禁止や車両通行区分等に関する規制は、当該種類の自動車が道路を通行することにより発生する騒音・振動等の交通公害や危険性等を防止することを目的として行われているものである。したがって、これまで実施してきた交通規制は、今回の道路交通法の改正による運転免許制度の変更を直接の契機として変更されるものではないが、都道府県公安委員会が、上記の目的を達成するため、個々具体的な道路状況等に応じて交通規制を実施するものであり、現行制度においても、二輪車のあった車両総重量11トン以上の車両を対象とする交通規制を個々具体的な道路状況等に応じて実施することは可能である。					(社)全日本トラック協会	2	A	'中型運転免許'創設に伴う各種規制の見直しについて	'中型運転免許'創設に伴う各種規制の見直し	'中型運転免許'創設に伴う各種規制の見直しについて		国土交通省、道路運送車両法第11条、同法施行規則第11条、第1号様式、道路運送車両の保安基準第4条、第18条の2、第41条、第44条、第48条の2、道路運送安全規則第8条、第9条、道路整備特別措置法第2条の4、警察庁、国土交通省、道路標識、区画及道路標識に関する命令第2条(別表1・305・305の2・327の2)、第4条(別表3・10904)	国土交通省、警察庁		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	実施種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5083	5083002			z05031	警察庁、財務省	未成年者喫煙禁止法第4条	未成年者喫煙禁止法第4条では「煙草又は八咫貝や販売スル者八歳二十年二歳ヲラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為ニ年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス」と規定されている。	c	未成年者喫煙禁止法第4条では「煙草又は八咫貝や販売スル者八歳二十年二歳ヲラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為ニ年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス」と規定されている。	未成年者喫煙禁止法第4条では「煙草又は八咫貝や販売スル者八歳二十年二歳ヲラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為ニ年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス」と規定されている。	未成年者喫煙禁止法第4条では「煙草又は八咫貝や販売スル者八歳二十年二歳ヲラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為ニ年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス」と規定されている。	未成年者喫煙禁止法第4条では「煙草又は八咫貝や販売スル者八歳二十年二歳ヲラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為ニ年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス」と規定されている。	c	未成年者喫煙禁止法第4条では「煙草又は八咫貝や販売スル者八歳二十年二歳ヲラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為ニ年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス」と規定されている。	未成年者喫煙禁止法第4条では「煙草又は八咫貝や販売スル者八歳二十年二歳ヲラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為ニ年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス」と規定されている。	特定非営利活動法人「子ども無煙環境を推進協議会」	2	A	未成年者喫煙防止のため「カードと指紋認証によるタバコの店頭販売を義務づける」	未成年者喫煙禁止法第4条(煙草又は貝類を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとする)の趣意を踏まえ、未成年者喫煙防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとする。タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自動販売機を導入するとして、成人識別のために「カード」を導入するとしているが、店頭においても、未成年者のタバコ購入をシャットアウトするために、「カードと指紋認証」機能による販売を義務づける。	未成年者喫煙禁止法第4条の年齢確認、及びタバコ事業法第31条の取扱がほぼ完全に出来ることにより、未成年者のタバコ購入をほぼ完全に防止できることが期待される。本年7月にタバコ価格が引き上げられたが、一部銘柄では増税を超える上昇の価格引き上げがあり、その理由の一つとして、この自販機導入費用に充てるとして、店頭における「カードと指紋認証機能による購入システムも同様の値上げが可能なことが可能であるし、未成年者のアクセス防止(購入のシャットアウト)のためにこのシステムの導入は、喫煙者及び世論の賛同は十分に得られる。	未成年者の7-8割は自販機でタバコを購入していることであるが(厚生労働省の研究班の調査結果)、2-3割は店頭(コンビニやタバコ店)で購入している実態がある。コンビニ等では、未成年者と思われる場合には、身分証明などの提示を行っているが、周知が必ずしもされていない。未成年者と推定される場合も接客等により販売しているケースが報告され、処理されている実態がある。これを防止するためには、店頭におけるタバコ販売において、「カードと指紋認証機能による販売を義務づける必要がある。この指紋認証は既に実用化されている。「カード発行にあわせて義務化、制度化すれば、経費はそれ程多くはかからない。	タバコ規制特種条約(第16条他)、未成年者喫煙禁止法、第四条、煙草又は貝類を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとする(2001.12追加)、タバコ事業法、第31条、財務省は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずる。9.未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第5条の規定に違反して販売したとき、10.法であつて、その代表者のうちに第1号、第6号又は第9号に該当する者があるとき。	警察庁、財務省		
5083	5083004			z05032	全庁	なし	なし	e	警察庁には、審議会を設置できない。	警察庁には、審議会を設置できない。	警察庁には、審議会を設置できない。	警察庁には、審議会を設置できない。	e	警察庁には、審議会を設置できない。	警察庁には、審議会を設置できない。	特定非営利活動法人「子ども無煙環境を推進協議会」	4	A	政府省庁の審議会は原則に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康推進実務部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会などは公開等文書、公開審査などは、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政府省庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-2週間後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-2週間後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-2週間後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-2週間後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。	全庁	
5086	5086004			z05033	警察庁	自動車安全運転センター法(以下「センター法」といふ。)	交通事故証明書の交付方法については、センター法第29条第1項第5号に基づき、「書面」を交付することとされている。	c	交通事故証明書の交付方法については、センター法第29条第1項第5号に基づき、「書面」を交付することとされている。	交通事故証明書の交付方法については、センター法第29条第1項第5号に基づき、「書面」を交付することとされている。	交通事故証明書の交付方法については、センター法第29条第1項第5号に基づき、「書面」を交付することとされている。	交通事故証明書の交付方法については、センター法第29条第1項第5号に基づき、「書面」を交付することとされている。	c	交通事故証明書の交付方法については、センター法第29条第1項第5号に基づき、「書面」を交付することとされている。	交通事故証明書の交付方法については、センター法第29条第1項第5号に基づき、「書面」を交付することとされている。	損害保険労働組合連合会	4	B	交通事故証明書の交付の電子発行	交通事故証明書を電子的に発行、ないしは記載内容を電子的に確認できるよう、検討を進めて頂きたい。	損害保険業の事故処理現場においては、交通事故証明書の取り付けに時間がかかること、迅速な保険金の支払いに影響を与えているケースがある。発行を電子化することによって、保険会社ならびに安全運転センターの業務が効率化されるとともに、顧客サービスの向上に繋がる。	交通事故証明書の取得については、書面による申請・交付とされており、その一方で相当の事務ロードがかかるといふ実態がある。これは、行政手続の電子化が一層進め、交通事故証明書の電子的発行を可能にする、ないしは記載内容を電子的に確認し得るよう、検討を進めて頂きたい。	自動車安全運転センター法	警察庁		
5086	5086009			z05034	警察庁	自動車安全運転センター法(以下「センター法」といふ。)	交通事故証明書の記載事項は、センター法第29条第1項第5号及びセンター法第29条第1項第5号、自動車安全運転センター法施行規則第10条	c	交通事故証明書の記載事項は、センター法第29条第1項第5号及びセンター法第29条第1項第5号、自動車安全運転センター法施行規則第10条	交通事故証明書の記載事項は、センター法第29条第1項第5号及びセンター法第29条第1項第5号、自動車安全運転センター法施行規則第10条	交通事故証明書の記載事項は、センター法第29条第1項第5号及びセンター法第29条第1項第5号、自動車安全運転センター法施行規則第10条	交通事故証明書の記載事項は、センター法第29条第1項第5号及びセンター法第29条第1項第5号、自動車安全運転センター法施行規則第10条	c	交通事故証明書の記載事項は、センター法第29条第1項第5号及びセンター法第29条第1項第5号、自動車安全運転センター法施行規則第10条	交通事故証明書の記載事項は、センター法第29条第1項第5号及びセンター法第29条第1項第5号、自動車安全運転センター法施行規則第10条	損害保険労働組合連合会	9	B	事故発生時の飲酒事実調査の強化	飲酒運転による交通事故防止の観点から、夜間発生事故等での飲酒事実調査を一層強化すること、不正・不当請求を排除する観点から、飲酒の事実を事故証明書に記載して頂きたい。	飲酒運転に対する大きな抑制効果がある。ひいては、死亡事故を含めた交通事故の減少に繋がる。また、飲酒の事実の交通事故証明書の記載によって、不正・不当請求を排除する観点から、飲酒の事実を事故証明書に記載して頂きたい。	飲酒運転に対する大きな抑制効果がある。ひいては、死亡事故を含めた交通事故の減少に繋がる。また、飲酒の事実の交通事故証明書の記載によって、不正・不当請求を排除する観点から、飲酒の事実を事故証明書に記載して頂きたい。	飲酒運転に対する大きな抑制効果がある。ひいては、死亡事故を含めた交通事故の減少に繋がる。また、飲酒の事実の交通事故証明書の記載によって、不正・不当請求を排除する観点から、飲酒の事実を事故証明書に記載して頂きたい。	道路交通法	警察庁	